



台風第 19 号 関連情報

「家庭ごみの出し方」にご協力ください

(生ごみ以外の排出は控えてください)



ターゲット 13.1

令和元年 10 月 20 日

郡山市生活環境部

3R 推進課

TEL：924-2181

【10/20 AM9:30 送信】

家庭ごみの取り扱いを一部変更します。

(下線の部分が、10/18 (金) 20 時にお知らせした内容から変更した部分です)

台風 19 号の浸水被害により、本市のごみ処理 2 施設のうち、富久山クリーンセンターが稼働停止し、ごみの搬入や処分が出来ない状況となっております。

このため、市内全域の家庭ごみに加えての災害ごみ処理は、現在のごみ処理施設の処理能力を大きく超え、ごみ集積所から収集した家庭ごみを、仮置きしている状況となっております。

集積所のごみについては、通常どおり回収しておりますが、生ごみ以外の排出は、当面の間、控えていただきますよう、各家庭においてご協力ください。

[排出を控えていただきたいごみ]

○ 燃やしてよいごみ：紙くず、庭木の選定くずなど

○ 燃えないごみ

○ 資源ごみ：びん、缶、紙、プラスチック製容器包装、ペットボトルなど

[以下変更なし]

◎ 災害ごみの取り扱い

自己搬入

【市民の方】

10月16日(水)より河内クリーンセンターへの自己搬入の受入を開始しました。

自己搬入の際は、センター係員の指示に従ってください。

○ 平日(祝日含む)：午前8時30分から午後4時まで

○ 土・日曜日：午前8時30分から午後5時まで

※ 搬入確認券の事前申し込みは不要ですが、窓口にて氏名等の記入をいただきます。

【事業者の方】

①災害ごみ(漂着したごみを含む)は、市の指定した搬入場所へ自己搬入していただきます。

なお、搬入時期及び場所については、決まり次第お知らせします。

それまでの間は、自社敷地内の安全な場所で保管ください。

②搬入に当たっては、り災証明書(コピー可)または、り災証明申請書のコピーが必要となりますので、ご準備ください。

※ 建築廃材及び処理困難物(危険物、薬品など)については、搬入できません。判断が難しいものについては、3R推進課へご相談ください。